（統括審査官）

第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百二人以内を置く。

［２・３　略］

（審査指導官）

第二十五条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官五十人以内を置く。

２　審査指導官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。

３　審査指導官は、命を受けて、第七条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち、局長の指定する分担に係るものを助ける。

（統括入国警備官）

第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（警備指導官）

第二十六条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて警備指導官八人以内を置く。

２　警備指導官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。

３　警備指導官は、命を受けて、第八条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち、局長の指定する分担に係るものを助ける。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十一条第五項の規定に基づき、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

公安調査庁組織規則の一部を改正する省令

公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第三章　［略］ 第一節　［略］ 第一款　部の設置等（第十六条―第二十条の二） （部次長） **第二十条の二**　関東公安調査局、中部公安調査局及び近畿公安調査局の総務部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。	目次 第三章　［同上］ 第一節　［同上］ 第一款　部の設置等（第十六条―第二十条） ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。